



# 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者にかかる 国民健康保険税の減免について

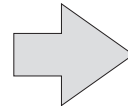
問 税務課 住民税係 ☎92-7918

## 減免の対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険税が減免となります。

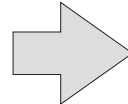
### 【保険税の減免の対象となる方】

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、  
又は重篤な傷病を負った世帯



保険税を全額免除

新型コロナウイルス感染症の影響により、  
主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる世帯



保険税の一部減免

（※）保険税が一部減免されるには、下記要件の**全て**に該当する必要があります。

- 【要件】
- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の収入の種類ごとに見たいずれかの収入が、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
  - (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
  - (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

## 保険税の減免額

保険税の減免額は、減免対象保険税額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた金額です。

### ▽減免対象の保険税額(A×B/C)

- A：世帯の被保険者全員について算定した  
保険税額
- B：世帯の主たる生計維持者の減少が  
見込まれる収入にかかる前年の所得額
- C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の  
前年の合計所得金額



### ▽合計所得金額に応じた減免割合(D)

- 300万円以下の場合：全部(10分の10)
- 400万円以下の場合：10分の8
- 550万円以下の場合：10分の6
- 750万円以下の場合：10分の4
- 1,000万円以下の場合：10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全額を免除します。

## 申請に必要な書類

- ・国民健康保険税減免申請書
- ・令和4年中の収入見込み額がわかる資料
- ・令和3年中の収入がわかる書類(確定申告書及び事業収支の帳簿や給与証明書等)
- ・保険金や損害賠償等により補填されるべき金額がわかる書類(保険契約書等)
- ・事業等の廃止や失業をしたことがわかる書類(廃業等届出書や事業主の証明等)

## 減免の対象となる保険税

令和3年度分及び令和4年度分の国民健康保険税であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限を設定されているものが、減免の対象となります。

※申請は、国民健康保険税納税通知書(令和4年度納税通知書は6月中旬に発送予定)が到着してからとなります。詳しくは、納税通知書に同封している文書又は基山町ホームページをご確認ください。

### ▽注意事項

- ・(新型コロナウイルス感染症の影響により)会社都合で離職した方については、本減免ではなく、非自発的失業者にかかる保険税の軽減を適用いたします。
- ・同一世帯内の未申告者の方は、収入の申告をしていただいてから減免の申請をしてください。



# 令和4年6月から児童手当の制度が一部変更になりました

問 こども課 こども家庭係 ☎92-7968

児童手当は、児童を養育している父母等に手当を支給することで、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

このたび、令和4年6月から児童手当制度の一部が変わりましたので、お知らせします。

## 改正1. 現況届の提出が原則「不要」になりました

### ▽現況届について

現況届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するものです。

これまで、児童手当を受給しているすべての方に、毎年6月に現況届を提出することが定められていましたが、令和4年6月から現況届の提出が原則不要になりました。

ただし、以下に該当する方は、引き続き現況届の提出が必要です。例年通り、6月初旬に案内文書を郵送しますので、必ず6月中にこども課へ郵送もしくはお持ちいただき、手続きを行ってください。

### ▽現況届の提出が必要な方（令和4年6月～）

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当を受給している人
- ②基山町に住民票がない児童を養育する人
- ③離婚協議中で配偶者と別居している人
- ④未成年後見人、施設等の受給者
- ⑤その他、基山町が状況を確認する必要がある人

## 改正2. 特例給付の支給に係わる所得上限限度額が新設されました

令和4年6月1日施行の児童手当法の一部改正に伴い、令和4年10月支給分（6月～9月分）から、児童を養育している方の所得が以下表の②所得上限限度額（新設）以上の場合、児童手当等は支給されなくなりました。

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額（新設）	
	所得額（万円）	収入額の目安（万円）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

### 児童を養育している方の所得が

- ・表①（所得制限限度額）以上、②（所得上限限度額）未満の場合（特例給付）→児童一人当たり月額一律 5,000 円
- ・表②所得上限限度額（新設）以上の場合 →手当は支給されません。（資格消滅となります）

有料広告

**マツダペイントはあなたの財産を塗装で守ります!**

お家をお持ちの方 マンション・アパートを貸し出しているオーナー様

汚れを目立たせない為だけではなく、**建物の劣化を防ぐ**ため、**塗装で保護**をしましょう!

お任せ下さい! **塗装工事** **外壁塗装** **屋根塗装**

**無料** 建物の現況確認  
お見積もり出張費

まずはお気軽にご相談を!

〒839-0801 久留米市宮ノ陣2丁目2-10  
0120-27-1116  
0942-30-5891

営業時間: 10時~19時  
定休日: 日曜日

マツダペイント  
「リフォーム評価ナビ」で詳細をご覧ください▶